

令和6年9月27日

保護者 各位

霧島市立小浜小学校
校長 白田 実

学校における携帯電話の取扱い等について（お知らせ）

仲秋の候、皆様方に於かれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、近年、子どもたちの日常生活における安全を守るためのツールの一つとして携帯電話等を活用することが話題となりつつあります。特に本校は、校区外からの通学等もあり、どのように子どもたち一人一人の通学の安全を確保するかは大きな課題の一つでもあります。

つきましては、このことについて、本校では下記のとおり取り扱うことといたしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 携帯電話の持ち込みについて

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、本校においては児童の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とします。

2 携帯電話等の持ち込みの許可について

保護者から携帯電話の申請が適切になされ、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない、その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学など）等として学校長が認めた場合に限り、学校への携帯電話の持ち込みを許可します。

3 携帯電話持ち込みにかかる家庭での指導について

申請に基づき、児童が学校へ携帯電話を持ち込む場合は、次の内容について留意してください。

- (1) 学校内では電源を切らせ、絶対に使用させない。
- (2) 持ち込ませるが必要なくなった場合はすぐに担任に連絡する。
- (3) 校内及び登下校中の破損、紛失、盗難等に関して、保護者の責任において対処する。
- (4) 適切にルールが守られない場合、持ち込みを停止又は禁止する。

4 その他

児童による携帯電話持ち込みの許可申請をされる場合は、担任に御連絡ください。

霧島市立小浜小学校
教頭 日置
電話 0995-42-0501
FAX 0995-42-0518